

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 28 件

厚生年金関係 28 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 29 万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 23 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（29 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 29 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A（現在は、株式会社 B）から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所（当時）へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（29 万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 33 万 5,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 27 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（33 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 33 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A（現在は、株式会社 B）から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所（当時）へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（33 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 31 万 6,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 25 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (31 万 6,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 31 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (31 万 6,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 32 万 3,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（32 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 32 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A（現在は、株式会社 B）から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所（当時）へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（32 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 32 万 9,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 26 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (32 万 9,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 32 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (32 万 9,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 60 万 2,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 45 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (60 万 2,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 60 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (60 万 2,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 69 万 1,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 52 万 1,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (69 万 1,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 69 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (69 万 1,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 51 万 7,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 40 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (51 万 7,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 51 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (51 万 7,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 71 万 1,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 53 万 6,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (71 万 1,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 71 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (71 万 1,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 54 万 4,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 43 万 9,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (54 万 4,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 54 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (54 万 4,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 53 万 8,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 42 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (53 万 8,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 53 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (53 万 8,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 45 万 7,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 37 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (45 万 7,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 45 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (45 万 7,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 31 万 2,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 25 万 1,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (31 万 2,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 31 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (31 万 2,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 24 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A（現在は、株式会社 B）から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所（当時）へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30 万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 37 万 4,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 30 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (37 万 4,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 37 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (37 万 4,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 33 万 2,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 26 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (33 万 2,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 33 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (33 万 2,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 31 万 7,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 25 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (31 万 7,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 31 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (31 万 7,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 27 万 2,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 21 万 9,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (27 万 2,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 27 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (27 万 2,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 27 万 9,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 22 万 5,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (27 万 9,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 27 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (27 万 9,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 92 万 6,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 69 万 4,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (92 万 6,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 92 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (92 万 6,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 33 万 9,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 27 万 3,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (33 万 9,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 33 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (33 万 9,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 31 万 3,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 25 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (31 万 3,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 31 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (31 万 3,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 31 万 3,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 25 万 2,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (31 万 3,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 31 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (31 万 3,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 38 万 7,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 31 万 7,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (38 万 7,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 38 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (38 万 7,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 27 万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 21 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（27 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 27 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A（現在は、株式会社 B）から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所（当時）へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（27 万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 42 万 2,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 34 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（42 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 42 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A（現在は、株式会社 B）から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所（当時）へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（42 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 32 万 6,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 28 万 6,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (32 万 6,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 32 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (32 万 6,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果 67 万 5,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 52 万 1,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額 (67 万 5,000 円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 67 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

株式会社 A (現在は、株式会社 B) から、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、事業所が誤って、賞与から社会保険料と所得税を控除した後の金額を社会保険事務所 (当時) へ届け出していたことが分かった。

正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B から提出された「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 (67 万 5,000 円) に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川国民年金 事案620

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年3月まで

昭和45年11月頃、父親がA町役場で国民年金の加入手続をしてくれ、私が20歳になってから、B農業協同組合の父親名義の組合員勘定からの引き落としにより国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことは、組合員勘定報告票で確認できるので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月頃に、申立人の父親がA町役場で国民年金の加入手続を行い、B農業協同組合の父親名義の組合員勘定からの引き落としで国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、48年6月頃であると推認でき、その時点では、申立期間の一部の保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、昭和45年7月から50年10月までの期間の組合員勘定報告票を提出しており、当該報告票には、組合員勘定から保険料が引き落とされていたことを示す「コクミンネンキン」又は「コクミンネンキンホケンリョウ」との記載及び保険料額が確認できる。

しかしながら、当該報告票に記載された昭和45年7月から50年10月までの期間において、組合員勘定からの引き落としにより国民年金保険料を納付していたとする申立人、申立人の両親、妹及び妻のオンライン記録、A町の国民年金被保険者名簿兼検認カード、両親の国民年金手帳の国民年金

印紙検認記録及び父親の納付書・領収証書（以下「オンライン記録等」という。）から確認できる保険料の納付時期及び納付金額と当該報告票に記載されている保険料額を突き合わせしたところ、オンライン記録等に記載されている納付時期及び納付金額と当該報告票に記載されている保険料額は全て一致していることから、組合員勘定から申立期間に係る申立人の保険料が引き落とされていたことは確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後に実施された第2回及び第3回の特例納付による納付方法で納付することはできたものの、特例納付により保険料を納付した記録は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案621

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から43年9月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

また、申立期間のうち、昭和43年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年4月から51年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、年金記録では、特例納付により納付していたことになっているが、私は、特例納付により納付しておらず、A市役所の職員と思われる人が自宅に来たので、最初に1年分の保険料として1,200円を納付し、翌年にも1年分の保険料として1,200円を納付した。

また、申立期間②の国民年金保険料は、年金記録では、3度にわたっての特例納付による納付済期間と未納期間となっているが、当該年金記録による納付方法で保険料を納付しておらず、昭和54年にB町へ転居する前にC市D区役所で、それまで未納となっていた全ての保険料を計算してもらい、270万円か245万円を特例納付により遡って一度で納付し、その領収書を年金手帳に貼り付けてもらった。

申立期間①については、国民年金保険料を特例納付により納付しておらず、その年度ごとに納付したこと、申立期間②については、全ての保険料を特例納付により遡って一度で納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国（厚生労働省）の記録では、申立人は、申立期間①及び申立期間②のうちの一部の期間を含む、昭和36年4月から43年9月までの期間の国民年金保険料を、53年12月26日、54年4月2日及び同年7月26日に、特例納付により3度にわたり納付していること、申立期間②のうち、43年10月から

51年3月までの期間の保険料は未納となっていることが確認できる。

申立期間①について、申立人は、特例納付により国民年金保険料を納付しておらず、A市役所の職員と思われる人が自宅に来たので、最初に1年分の保険料として1,200円、翌年にも1年分の保険料として1,200円を、その年度ごとに納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和54年1月15日に払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間の保険料は特例納付以外の方法では時効により納付することができない上、申立人に対し、同市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①当時は、市町村で国民年金被保険者資格の取得事務が行われていたところ、当時、申立人が住んでおり、当該期間の国民年金保険料を納付していたとするA市に住民登録をしていた場合は、同市が申立人に対して当該事務を行っていたと考えられるが、申立人は、「申立期間①当時は、住民票はE市に置いたままで、A市では住民登録をしていなかった。」と証言している上、同市には申立人の国民年金被保険者名簿は存在しないことから、申立人が、同市で国民年金に加入し、当該期間の保険料をその年度ごとに納付していたとは考え難い。

申立期間②について、申立人は、昭和54年頃にC市D区役所で、それまで未納となっていた全ての国民年金保険料を計算してもらい、保険料額で270万円か245万円を特例納付により遡って一度で納付していたと主張しているが、申立人が当該期間の保険料を特例納付により一度で納付した場合の実際の保険料額は、申立人が主張する納付金額とは大きく異なっている。

また、申立人に対し、C市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の国民年金被保険者台帳には、国民年金保険料の特例納付による納付時期、納付期間及び納付金額に不合理な点は確認できない。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を申立人の主張する納付方法により納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を申立人の主張する納付方法により納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和36年4月から43年9月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

旭川国民年金 事案622

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から44年3月まで

私は、20歳か21歳の頃に国民年金のパンフレットを見て、A市で国民年金への加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、婚姻前は、私がA市B支所で納付しており、婚姻後は、私か妻が同支所又は金融機関で納付していた。

昭和47年頃、A市B支所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際、それまで所持していた国民年金手帳を取り上げられ、現在の国民年金手帳を渡されたため、最初の国民年金手帳記号番号と現在の国民年金手帳記号番号の異なった二つの番号があったと記憶している。

申立期間のうち、3年間分ほどは国民年金保険料を納付していると思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年頃、A市B支所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際、以前に所持していた国民年金手帳を取り上げられ、新たに国民年金手帳を渡されたことから、国民年金手帳記号番号が二つあったと主張しているが、記号番号は、国民年金被保険者一人に一つだけ付与されるものであり、婚姻等による氏名変更、又は他市町村で国民年金への加入手続を行ったことがある場合には、誤って別の記号番号が払い出される可能性があるものの、申立人はA市で国民年金の加入手続を行ったと述べている上、戸籍謄本及び住民票から、当該切替手続を行った前後において、申立人の氏名変更及び他市町村間との転入及び転出は確認できない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市で昭和47年3月31日に払い出され、申立人の基礎年金番号とな

っている当該記号番号のみであることが確認できるところ、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことは確認できないことから、申立人が初めて払出しを受けた記号番号は、当該記号番号であったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から45年7月21日まで

最近、日本年金機構から届いた脱退手当金の確認はがきを見て、株式会社Aにおいて厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金を受給したことになることを知った。出産のため同社を退職したが、出産後すぐに働くつもりでいたので、脱退手当金を申請した記憶が無い。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和45年7月21日）から約3か月後の昭和45年10月30日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人からの回答においても、脱退手当金を受給した記憶が無いとの主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前に厚生年金保険の加入記録がある2事業所（B組合、有限会社C）に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、この未請求となっている被保険者期間については、いずれも申立期間とは別の記号番号で管理されており、オンライン記録において当該記号番号が統合処理されたのは、平成12年8月16日であることが確認できることから、当該一部未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月頃 から 43 年 3 月頃 まで

A事業所で勤務していたときに、私の実家がB市にあることから、上司がC事業所で勤務できるように手続をしてくれて、昭和 42 年 6 月頃 から 43 年 3 月頃 まで同事業所で臨時職員として勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C事業所（現在は、D局）に昭和 42 年 6 月頃 から 43 年 3 月頃 まで勤務していたと主張しているところ、申立期間において、同事業所で厚生年金保険の加入記録のある同僚 10 人に照会したが、回答があった 7 人は申立人を記憶していない上、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないことから照会することができず、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことを確認できない。

また、D局は、「関係書類の保存年限は 5 年であるため当時の書類は残っておらず、申立人の勤務の事実については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

さらに、前述の同僚のうち雇用保険の加入記録が確認できた者は、C事業所における雇用保険と厚生年金保険の加入記録は一致しているところ、申立人については、申立期間において、同事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から6年4月1日まで
国（厚生労働省）の記録では、A株式会社における申立期間の標準報酬月額が、平成元年5月から9万8,000円に、2年10月からは9万2,000円に下がっているが、申立期間についても、下がる前の19万円だったと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、申立期間の直前の昭和63年10月から平成元年4月までは19万円であり、申立期間については、同年5月から2年9月までは9万8,000円、及び同年10月から6年3月までは9万2,000円と記録されているところ、申立人は、申立期間についても、19万円であったと主張している。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成2年2月から6年3月までの期間について、A株式会社から提出された申立人の賃金台帳又は給料支給明細書（以下「賃金台帳等」という。）により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額である期間が一部確認できるものの、賃金台帳等に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と同額又は低額となっていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成元年5月から2年1月までの期間については、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、A株式会社も当該期間の賃金台帳等の資料は残っていないとしており、このほか当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。